我が国の教育をめぐる現状と課題(中教審答申より)

資料5

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

(1)教育の普遍的な使命

- ・明治5年「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えた。我が国の教育は国際的に高い 水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してきた。
- ・平成18年に改正された教育基本法では、前文において「理念」、第1条において「教育の目的」、第2条において「教育の目標」、第4条において「教育の機会均等」が規定されている。
- ・教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予 測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。
- ・教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が 国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言える。「流行」を取り入れてこそ「不易」と しての普遍的使命が果たされるものである。

(2) 第3期計画期間中の成果と課題

- ・第3期教育振興基本計画(平成30年6月)においては、「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針と掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めた。
- ・初等中等教育段階においては、国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備が飛躍的に進 展した。
- ・また、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が図られた。
- ・また、インクルージブ教育システムを推進するため、通級による指導に係る教員定数の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。
- ・教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等修学支援金の充実、高等教育 修学支援新制度の導入が行われた。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向 上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、グローバルな人的交流が激減したほか、体験活動の停滞をもたらした。また学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。
- ・いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。

また、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、適切な支援が求められている。

- ・学校における働き方改革については、依然として長時間勤務の教職員も多く、取組を加速させていく必要がある。
- ・採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。
- ・地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動 の一体的な取組は全体として進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、 家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を 支えることの重要性が高まっている。

(3) 社会の現状や変化への対応と今後の展望

- ・現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の 頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。危機に対応する強靱さ(レジリエンス) を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大当初は、ICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。
- ・2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を 育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の 双方が必要となる。
- ・予測できる社会の変化として、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である15~64歳の人口は、2050年には現在の2/3に減少すると推計されている。このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。
- ・デジタルトランスフォーメションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン(脱炭素)人材が不足するとの予測がある。
- ・また、AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な 予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く 人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。
- ・経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- ・社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、 誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現 を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。

- ・こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。
- ・予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。
- ・ 今後目指すべき未来社会像として、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0 (超スマート社会)」が示されている。
- ・2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言える。